

令和 4 年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書
(案)

※この計画書において、基幹型地域包括支援センターは「基幹型」、委託型地域包括支援センターは「センター」と表記する。

1 職員の配置

次の職員を配置する。

- 管理責任者（高齢福祉介護課長兼務） 1 名
- 保健師（支援給付担当職員兼務） 1 名
- 社会福祉士（支援給付担当職員兼務） 1 名
- 主任介護支援専門員（支援給付担当職員兼務） 1 名
- 事務員（支援給付担当職員兼務） 1 名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の 5 つを重点的な取り組みとする。

- (1) センターの全体調整
- (2) 包括的支援体制の推進（相談支援体制の再構築）
- (3) 地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援
- (4) 地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備
- (5) 感染防止対策の徹底

3 センターの全体調整

- (1) 地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針
令和 4 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター運営方針・令和 4 年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針を踏まえて、センターの運営に関する全体調整を行う。
- (2) センターの事業評価の実施
 - ①令和 3 年度の事業評価を実施する。
 - ②令和 4 年度の事業の進捗状況の確認及び事業の推進に関する助言を行う。
- (3) 茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会
茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、原則年 6 回の会議を開催する。
- (4) 認知症地域支援推進員連絡会
認知症に関する取組を推進するために必要に応じて連絡会を開催する。
- (5) 専門職部会
保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する（原則毎月 1 回）。

また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。

(6) 周知活動

市の広報誌及び、市内で開催されるイベント等を通してセンターに関する周知を行う。

(7) 避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築

関係各課やセンターと連携、協力し、避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築に取り組む。

4 包括的支援体制の推進（相談支援体制の再構築）

地域共生社会の実現を目指して、庁内各課かい、関係機関、関係者等と連携、協力し、相談支援体制の再構築に取り組む。

(1) センター職員の人材育成

全世代に関する相談について、適切に相談対応できるよう、人材育成を行う。

(2) 帳票類等の整理

求められる報告等が適切にできるよう、必要な帳票類を整理する。

(3) 周知

関係者や市民等に、様々な方法により周知を図る。

5 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業

高齢者等を支援する者の対人援助技術や対応力の向上をより効果的に図っていくため、茅ヶ崎市全体で人材の育成や活用ができる仕組みを構築する。そのため、基幹型職員が、センターに対して適切な支援、管理等を行う。

また、センター職員等に対して、組織力や資質の向上を目指した研修を行う。

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成するとともに、後方支援を実施する。また、他センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

6 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 地域ケア会議

①各地区における地域ケア会議の運営サポート

地域ケア会議等検討会議の開催の運営サポート（各センター2回以上）

センターが主催するセンターレベルにおける地域ケア会議の開催を支援する。

②茅ヶ崎市地域ケア会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の開催を行う。

茅ヶ崎市地域ケア推進会議の開催 1回

関係機関の代表者による会議を開催する。

茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議の開催 3回

個別事例を用いて、自立支援及び重度化防止等に資するための会議を開催する

(2) 医療連携

センター等の医療連携担当者が企画する医療機関（開業医・病院等）との連携のための研修会等の開催を支援する。

(3) 認知症に関する取組

センターの認知症地域支援推進員とともに認知症に関する取組を実施する。

①認知症施策検討会との連携、協力

②認知症初期集中支援チーム員会議との連携、協力

③チームオレンジ立ち上げの準備及び、立ち上げに向けた支援

(4) 生活支援体制整備事業との連携

関係機関、関係者等と連携、協力して、高齢者等の生活支援体制整備事業の推進に取り組む。

7 感染防止対策の徹底

(1) 感染症に関する情報の共有

新型コロナウイルス感染症等の感染症に係る通知や市の方針等について周知し、共有を図る。

(2) センターの感染防止対策への助言

センターの感染防止対策について、共有し、必要な助言を行う。

(3) センターへの支援

センターの職員が感染した場合においても、業務が継続できるよう支援する。